



Trend watcher

企業買収における新株予約権の会計・税務

EYトランザクション・アドバイザリー・サービス(株)

トランザクション・ディリジェンス 関根秀一

▶ Shuichi Sekine

2004年、当法人に入所後、09年より、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス(株)に参画。投資ファンド、商社、製造業、小売業、金融機関などのさまざまなクライアントに対して、財務デューデリジェンス、ストラクチャリングに関する会計アドバイザリーサービス等を多数提供。公認会計士、日本証券アナリスト協会検定会員。(Tel: 03 4582 6400 E-mail: marketing@jp.ey.com)

I はじめに

企業買収の実務において登場する新株予約権は、発行の目的や条件により、会計・税務処理が異なります。

本稿では、日本基準を前提として、企業買収における新株予約権の会計・税務処理の概要を説明します。

II 企業買収における新株予約権

企業買収において、新株予約権が登場する主な場面は、<表1>のとおりです。

また、<表1>の(1)および(2)の新株予約権の一般的な発行条件は、<表2>のとおりです。

III 新株予約権発行時の会計・税務

1. 買収資金の調達時（新株予約権の発行）

資金調達目的の有償時価発行の場合の会計・税務処理は、<表3>のとおりです。

発行体の会計・税務処理に差異はなく、付与時に損益は発生せず、権利失効時に消滅益が認識されます。被付与者の会計・税務処理も差異はなく、株式売却時に譲渡損益、権利失効時に消滅損が認識されます。

2. 買収後の報酬制度（新株予約権の発行）

① 無償発行の場合

経営陣等に報酬として無償発行する場合の会計・税務処理の概要は、<表4>のとおりです。

▶表1 企業買収における新株予約権

項目	(1) 買収資金の調達	(2) 買取後の報酬制度	(3) 経営権の取得時
行為	新株予約権の発行*1	新株予約権の発行*2	発行済新株予約権の取得
内容	買収者が買収資金借入の際、資金提供へのインセンティブを高めるために、新株予約権を発行	企業買収後の経営陣・従業員のリテンション・インセンティブ向上等を目的として、新株予約権を発行	経営権の取得時に買収対象会社の株式と共に潜在的株式である発行済新株予約権を取得
処理	会計・税務とともに、発行体は資本取引、被付与者は金融商品の取得として処理	発行条件により、発行体の会計上の費用処理額や課税関係が異なる	取得方法や取得主体により、発行体や被付与者等の会計・税務処理が異なる

*1 転換社債・株式転換条項付種類株式が発行される場合もある。

*2 会計基準上、ストック・オプションと呼ばれる。(ストック・オプション等に関する会計基準(以下、ストック・オプション会計)2(2))

▶表2 一般的な発行条件

発行目的	資金調達	報酬	資金調達／報酬
被付与者	投資家(法人)	経営陣・従業員等(個人)	経営陣・従業員等(個人)
発行価額	有償時価	無償	有償時価
主要条件	行使時期の制限あり	業績条件*1、勤務条件*2あり	業績条件*1、勤務条件*2あり
譲渡制限	あり	あり	あり

*1 業績条件とは、一定の業績の達成又は不達成に基づく条件を言う。(ストック・オプション会計2(11))

*2 勤務条件とは、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件を言う。(ストック・オプション会計2(10))

▶表3 資金調達目的の場合の会計・税務処理

	付与時		権利行使時		株式譲渡時		権利失効時	
発行体の会計・税務処理	現預金 100	予約権 100	現預金 100	資本等 200 予約権 100		仕訳なし	予約権 100	消滅益 100
被付与者の会計・税務処理	予約権 100	現預金 100	株式 200	現預金 100 予約権 100	現預金 250	株式 200 譲渡益 50	消滅損 100	予約権 100

(注) 新株予約権の発行時の時価100、権利行使時の払込額100、株式売却額250を前提としている。

(参照) 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理4~8、10、37、法人税法22条2項

▶表4 無償発行の場合の会計・税務処理

	付与時～権利確定時		権利行使時		株式譲渡時		権利失効時	
発行体の会計処理	報酬費用 100	予約権 100	現預金 100 予約権 100	資本等 200	仕訳なし		予約権 100	消滅益 100
発行体の税務処理 (税制適格*の新株予約権発行の場合)	前払費用 100	予約権 100	現預金 100 予約権 100 他流出 100	資本等 200 前払費用 100	仕訳なし		予約権 100	前払費用 100
発行体の税務処理 (税制非適格*の新株予約権発行の場合)	前払費用 100	予約権 100	現預金 100 予約権 100 報酬費用 100	資本等 200 前払費用 100	仕訳なし		予約権 100	前払費用 100
被付与者の税務処理 (税制適格*の新株予約権発行の場合)		仕訳なし	株式 100	現預金 100	現預金 250	株式 100 譲渡益 150		仕訳なし
被付与者の税務処理 (税制非適格*の新株予約権発行の場合)		仕訳なし	株式 200	現預金 納入等 100	現預金 250	株式 200 譲渡益 50		仕訳なし

* 税制適格(非適格)の新株予約権とは、租税特別措置法29条の2の要件を満たす(満たさない)新株予約権

(注) 新株予約権の付与日の時価100(業績条件による失効見込は考慮外)、失効見込数ゼロ、権利行使時の払込額100、株式売却額250を前提としている。

被付与者は個人のため、会計処理は不要を前提としている。

(参照) ストック・オプション会計4~9、所得税法施行令84条、租税特別措置法29条の2等

▶表5 最近のトピック

項目	有償新株予約権の会計処理の明確化	リストリクテッド・ストック等の解禁
内容	企業会計基準委員会より公表された15年12月4日の審議議事録によれば、経営陣等に有償発行される新株予約権について、今後、ストック・オプション会計が適用される可能性が考えられる。	15年7月の経済産業省研究会の報告書や16年3月の税制改正法案の成立等により、日本においてもリストリクテッド・ストック*等の発行環境が整備されてきている。
影響	ストック・オプション会計が適用された場合、報酬目的で無償発行される新株予約権の場合と同様に費用処理が必要となる可能性あり	欧米で導入済みの制度であり、今後、日本でも株式報酬制度の一つとして導入が進む可能性がある。なお、会計上は、報酬目的の新株予約権と同様に付与時の株式価値等に基づき、発行体で費用処理が必要と考えられる。

* 将来の役務提供等を対価として勤務条件付等で発行される株式

発行体は、会計上、付与日から権利確定日に渡り、報酬額を費用計上しますが、税務上は、税制非適格の場合を除き、会計上の費用は損金不算入となります。

被付与者は、新株予約権が税制適格か税制非適格により、課税時期および所得区分が異なります。

② 有償時価発行の場合

有償時価発行の場合、現状、会計基準上の取り扱いが不明確ですが、資金調達目的の発行とし、Ⅲ1.と同様の会計・税務処理となる場合が多いと考えられます。

IV 最近のトピック

株式報酬制度に影響を及ぼす可能性がある最近の主な会計・税務トピックは、<表5>のとおりです。

V おわりに

経営陣等への報酬目的の新株予約権の発行は、会計・税務処理が複雑となるため、株式報酬制度の設計には、慎重な検討が必要と考えられます。

なお、企業買収の実務では、法務やビジネス等の要素を総合的に勘案する必要があり、前記の会計・税務処理と異なる可能性がある点にご留意ください。